

平成31年 第5回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 平成31年3月25日(月) 開始時刻 午後4時10分～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 水越教育長，大場委員，伊藤(一)委員，清島委員，伊藤(三)委員
- 4 説明員 菊池教育次長，栗原学校教育担当次長，秋山教育企画課長，
富山総務担当主幹，猪瀬学校管理課長，鈴木学校教育課長，
荒木学校健康課長，増淵生涯学習課長，松本文化課長，
掛布スポーツ振興課長，荒井国体推進課長，田中教育センター所長
- 5 書記 田上課長補佐，本田係長，関係長，渡邊総括
- 6 傍聴者 0名
- 7 議題
 - (1) 審議事項
議案第11号 宇都宮市就学援助費交付規則の一部改正について

8 議事の内容

教育長	ただいまから、平成31年第5回宇都宮市教育委員会を開会する。 本日の会議録署名委員は大場委員、伊藤（一）委員とする。
教育長	それでは、審議事項に入る。 議案第11号 宇都宮市就学援助費交付規則の一部改正について説明願う。
学校管理課長	【説明要旨】 ○ 就学援助の修学旅行費における旅行業者に対する事前支給、及び卒業アルバム代等の支給費目の新設に伴い、規則を改正する。
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
大場委員	修学旅行費の事前支給の実施で、「経済的理由」というものは要保護児童と考えていいのか。
学校管理課長	修学旅行費は、要保護児童、準要保護児童どちらも支給の対象となっている。今回の改正は、積み立てができておらず修学旅行に行けないという生徒が数名いたため、その救済措置の制度である。
大場委員	要保護家庭でも積み立てをしている家庭もあるのか。
学校管理課長	要保護・生活保護であっても、積み立てをしている家庭はある。
伊藤(三)委員	事前支給の対象はどのような家庭か。積み立てが滞ってきた家庭にも、今回の改正で対応可能なのか。
学校管理課長	基本的には学校が、旅行会社を決め、その旅行会社に対して積み立てをしている。あくまでも積み立てをしていく中で、どうしても払えなくなってしまった家庭のためにこの制度を用意している。実費弁償という形にはなってしまうが、親戚等から積立金を借りながら修学旅行に行き、その後、就学援助の修学旅行費が支給される家庭もある。そういう形もとれない家庭に対し、修学旅行費を旅行会社に事前に支給する制度である。
教育長	それでは、議案第11号を決定してよろしいか。 (全員了承)
教育長	議案第11号を決定する。
教育長	以上をもって、本日の委員会を閉会とする。 終了時刻 午後4時20分
署名委員	_____
署名委員	_____